

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

1 事業者が整備する業務管理体制

次の区分ごとに事業所数等に応じた業務管理体制を整備し、それぞれ届出が必要です。
 (事業所等の数は1つの事業所で提供するサービスごとにカウント。ただし、障害者支援施設は1施設1カウント。)

- ① 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設
- ② 障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
- ③ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設
- ④ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者
- ⑤ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者

例) 次の2事業所の運営を行う法人

- A事業所：生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、
 特定相談支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
- B事業所：生活介護、就労継続支援B型

→以下の4つの届出が必要

- ・①の届出（事業所等の数3：生活介護×2、就B）
- ・②の届出（事業所等の数3：特定相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ・④の届出（事業所等の数2：児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・⑤の届出（事業所等の数1：障害児相談支援）

事業所等の数	20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者 (=「 <u>法令遵守責任者</u> 」)の選任		
			業務が法令に適合することを確保するための 規程(=「 <u>法令遵守規程</u> 」)の整備
			業務執行の状況の監 査を定期的を実施

2 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象事業者
① 事業者の名称又は氏名 // 主たる事務所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	
③ 「法令遵守規程」の概要	<u>事業所等数20以上</u> の事業者
④ 「業務執行の状況の監査の方法」の概要	<u>事業所等数100以上</u> の事業者

3 業務管理体制の整備に関する届出書の届出先（H30.4～）

（1）指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に係る届出

区 分	届出先
① 事業所等が他都道府県にも所在する事業者	厚生労働省
② <u>すべての事業所等が東部圏域</u> に所在する事業者	鳥取市
③ ①および②以外の事業者	県

（2）指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に係る届出

区 分	届出先
① 事業所が他都道府県にも所在する事業者	厚生労働省
② <u>すべての指定特定相談事業所が一つの市町村</u> に所在する事業者	市町村
③ <u>すべての事業所が東部圏域</u> に所在する事業者（②の場合を除く）	鳥取市
④ ①～③以外の事業者	県

（3）指定障害児入所施設に係る届出

区 分	届出先
① 施設が他都道府県にも所在する事業者	厚生労働省
② ①以外の事業者	県

（4）指定障害児通所支援事業者に係る届出

区 分	届出先
① 事業所が他都道府県にも所在する事業者	厚生労働省
② <u>すべての事業所が東部圏域</u> に所在する事業者	鳥取市
③ ①および②以外の事業者	県

（5）指定障害児相談支援事業者に係る届出

区 分	届出先
① 事業所が他都道府県にも所在する事業者	厚生労働省
② <u>すべての事業所が一つの市町村</u> に所在する事業者	市町村
③ ①および②以外の事業者	県

【厚生労働省の届出先】

担当	所在地	電話番号（FAX番号）
障害保健福祉部 企画課 監査指導室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 内線 3063 (03-3580-6094)

【鳥取市の届出先】

担当	所在地	電話番号
福祉部 指導監査課(仮)	〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4 駅南庁舎地下1階	0857-20-3846

【県の届出先】

法人 所在地	届出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
東部	上記 (1)(2)	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7193 (0857-26-8136)
	上記 (3)-(5)		0857-26-7865 (0857-26-8136)
中部	中部総合事務所 福祉保健局 地域福祉支援課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3120 (0858-23-4803)
西部	西部総合事務所 福祉保健局 福祉企画課	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9314 (0859-34-1392)